



平成 23 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社ニトリホールディングス
代表者名 代表取締役社長 似鳥 昭雄
(コード番号 9843 東証第一部、札幌)
問合せ先 執行役員経理部セネラルマネジャー 前田 克己
電話番号 03-6741-1204

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 4 日取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の執行役員および従業員等ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員等（以下従業員等といいます）に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 23 年 5 月 12 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由
従業員等の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる連結企業価値の向上を図ることを目的として、次の要領により新株予約権を発行する。
2. 新株予約権の発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当対象者
従業員等
 - (2) その委任に基づいて募集事項の決定を当社取締役会に委任する新株予約権の数の上限等
下記（4）に定める内容の新株予約権 18,000 個を上限とする。
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 900,000 株を上限とする。
また、下記（4）①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権を乗じた数を上限とする。
 - (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

(4) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は50株とする。

ただし、新株予約権を割当ての日(以下「割当日」という。)後、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

なお、この調整は新株予約権のうち、当該時点で権利を行使されていない新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値、または割当日の終値(当日取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のうち、いずれか高い方の額に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数を切り上げる。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 × 1株当たり
既発行 + 普通株式数 払込金額

調整後行使価額 = 調整前 × $\frac{\text{株式数} \times \text{新規発行前の普通株式の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$
行使価額

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議の日後3年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(6) 新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

- ①当社が消滅会社となる合併、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し、当社株主総会の承認決議がなされた場合。
- ②新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部または一部の行使が可能と見込めない場合。
- ③新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が新株予約権の全部または一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の行使条件内容

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。
ただし、新株予約権者が業務上の災害等で死亡した場合は、新株予約権の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ③新株予約権者は、各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④上記のほか、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約において定める。

以 上